

「横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則」の一部改正に関する 意見公募要領

「横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則」の一部改正にあたり、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 ご意見公募期間

令和元年12月19日（木）から令和2年1月17日（金）まで
（必着。郵送の場合、当日消印有効）

2 ご意見提出方法

「意見提出書」にご記入の上、次のいずれかの方法により、ご提出ください。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、お電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：tb-seibichosei@city.yokohama.jp

横浜市都市整備局市街地整備調整課 あて

※メールの件名を「意見公募」としてください。

（2）郵送の場合

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市都市整備局市街地整備調整課 あて

（3）FAXの場合

FAX番号：045-664-7694

横浜市都市整備局市街地整備調整課 あて

3 注意事項

- （1）いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- （2）いただいたご意見の内容につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- （3）ご意見に付記された個人情報につきましては、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- （4）その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って、適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問合せ

横浜市都市整備局市街地整備調整課

電話番号：045-671-2674

※電話や口頭によるご意見の受付及びご意見の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。